

埼玉県報



埼玉県発行

目次

告示

○大規模小売店舗の変更に関する 告示 (商業支援課)	一	○開発行為に関する工事の完了公 告 (川越建築安全センター)	七
○大規模小売店舗に対する市町村 等意見の公示 ()	二	○ (熊谷建築安全センター)	七
○熊谷中央土地改良区の設立認可 (農村整備課)	二	○ (越谷建築安全センター)	七
○建設業法二十八条第三項の規定 に基づく営業停止処分 (建設管理課)	二	○ ()	七
○ ()	三		
○ ()	四		
○富士見市勝瀬原特定土地地区画整 理組合の定款の変更認可 (市街地整備課)	四		
○県道加須鴻巣線の区域の変更 (北本県土)	五		
○県道行田蓮田線の区域の変更 ()	五		
○ ()	六		
○ ()	六		
○国道百二十二号の供用の開始 (杉戸県土)	六		

告示

埼玉県告示第千八百八十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年八月二十五日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズホーム川島インター店

比企郡川島町大字上伊草字五反田百九十一番地一外

ロ 変更の概要

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 位置 図面省略 十八箇所

(変更後) 位置 図面省略 十九箇所

ハ 変更年月日

平成二十一年十二月一日

ニ 届出年月日

平成二十一年八月十二日

三 縦覧期間

平成二十一年八月二十五日から平成二十一年十二月二十五日まで

四 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

イ 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べる事ができる。

ロ 意見書提出期間

平成二十一年八月二十五日から平成二十一年十二月二十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千八百八十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年八月二十五日

埼玉県知事 上田清司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ本庄店

本庄市小島字三奈山十七番 外

ロ 同法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

出入口に接する歩道は、通学路となっています。今後、通学路の安全面での課題が生じた場合には、速やかに協議できる体制を保持していただくようお願いいたします。

二 縦覧期間

平成二十一年八月二十五日から平成二十一年九月二十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県北部地域振興センター

埼玉県告示第千八百八十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十条第一項の規定により、熊谷市並木正一ほか二十九人からの申請に係る次の土地改良区の設立を平成二十一年八月十八日認可した。

平成二十一年八月二十五日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

熊谷中央土地改良区

二 事務所所在地

熊谷市

三 地区の所在地

熊谷市

埼玉県告示第千八百八十七号

建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第二十八条第三項の規定による処分をしたので、次のとおり公告する。

平成二十一年八月二十五日

埼玉県知事 上田清司

一 処分をした年月日

平成二十一年八月十九日

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

別表のとおり

三 処分の内容

第二十八条第三項の規定に基づく営業の停止

イ 停止を命ずる営業の範囲

土木工事業に関する営業のうち、公共事業に係るもの又は民間工事であつて補助金等の交付を受けているもの

(注一) 「土木工事業」に関する営業とは、発注者から土木一式工事を請け

負う営業をいう。

(注二) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和四十年法律

第三十四号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く)、建

設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)第十八条に規定す

る法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設

等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号)第二条

第二項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

(注三) 「民間工事」とは、(注二)以外の建設工事をいう。

(注四) 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法

律(昭和三十年法律第七十九号)第二条第一項に規定する補助金等

及び同条第四項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付す

る給付金でこれらに類するものをいう。

ロ 停止を命ずる期間

平成二十一年九月三日から平成二十二年三月二日までの六月間

四 処分の原因となつた事実

処分を受けた者は、埼玉県川越県土整備事務所発注の道路環境整備工事(兼用工作物雑草刈払業務委託)の指名競争電子入札に関し、談合を行ったとして起訴され、平成二十一年六月二十四日、さいたま簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定している。

このことは、建設業法第二十八条第一項第二号及び第三号に該当する。

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
橋本建設株式会社	埼玉県川越市大字菅間七 百六十九番地	橋本尉四良	埼玉県知事許可 (般一八) 第一五八一九号
株式会社亀田建設	埼玉県川越市大字笠幡二 千六百二十三番地三	亀田茂	埼玉県知事許可 (特・般一八) 第二七〇八五号
小名木建設工業株式会社	埼玉県川越市大字増形二 百六十一番地	小名木昇一	埼玉県知事許可 (般一八) 第七六五二号

埼玉県告示第千八百八十八号

建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第二十八条第三項の規定による処分をしたので、次のとおり公告する。

平成二十一年八月二十五日

埼玉県知事 上田清司

- 一 処分をした年月日
平成二十一年八月十九日
- 二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
別表のとおり
- 三 処分の内容
第二十八条第三項の規定に基づく営業の停止
- イ 停止を命ずる営業の範囲

土木工事業に関する営業のうち、公共事業に係るもの又は民間工事であつて補助金等の交付を受けているもの

(注一) 「土木工事業」に関する営業とは、発注者から土木一式工事を請け負う営業をいう。

(注二) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く)、建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)第十八条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第十七号)第二条第二項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

(注三) 「民間工事」とは、(注二)以外の建設工事をいう。

(注四) 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第二条第一項に規定する補助金等及び同条第四項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

口 停止を命ずる期間
平成二十一年九月三日から平成二十一年十一月一日までの六十日間

四 処分の原因となつた事実
処分を受けた者は、埼玉県川越県土整備事務所発注の道路環境整備工事(兼用工作物雑草刈払業務委託)の指名競争電子入札に関し、談合を行ったとして起訴され、平成二十一年六月二十四日、さいたま簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定している。

このことは、建設業法第二十八条第一項第二号及び第三号に該当する。

別表

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社中矢組	埼玉県川越市大手町六番地五	森和江	埼玉県知事許可 (般一八) 第三二〇号
株式会社野村組	埼玉県川越市大字古谷本郷千三百九十九番地	野村宗五郎	埼玉県知事許可 (特・般一七) 第一三〇二五号

埼玉県告示第千八百八十九号

建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第二十八条第三項の規定による処分をしたので、次のとおり公告する。

平成二十一年八月二十五日

埼玉県知事 上田清司

一 処分をした年月日

平成二十一年八月十九日

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

別表のとおり

三 処分の内容

第二十八条第三項の規定に基づく営業の停止

イ 停止を命ずる営業の範囲

土木工事業に関する営業のうち、公共事業に係るもの又は民間工事であつて補助金等の交付を受けているもの

(注一) 「土木工事業」に関する営業とは、発注者から土木一式工事を請け負う営業をいう。

(注二) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く)、建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)第十八条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号)第二条第二項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

(注三) 「民間工事」とは、(注二)以外の建設工事をいう。

(注四) 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)第二条第一項に規定する補助金等及び同条第四項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

ロ 停止を命ずる期間

平成二十一年九月三日から平成二十一年十月二日までの三十日間

四 処分を受けた者は、埼玉県川越県土整備事務所発注の道路環境整備工事(兼用

工作物雑草刈払業務委託)の指名競争電子入札に関し、談合を行ったとして起訴

別表

され、平成二十一年六月二十四日、さいたま簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定している。

このことは、建設業法第二十八条第一項第二号に該当する。

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社田村工業所	埼玉県川越市大字的場百五十一番地	田村裕	埼玉県知事許可(特・般一七七)第三八〇五号
川越コンクリート工業株式会社	埼玉県川越市通町十二番地九	関根章次	埼玉県知事許可(特一七八)第六二二六号
米川興業株式会社	埼玉県川越市宮元町五十番地十二	米川太郎	埼玉県知事許可(般一七七)第九六九六号
猪鼻工業株式会社	埼玉県川越市大字山田千六百八十七番地一	猪鼻凱治	埼玉県知事許可(特一七七)第一五七八号
天沼建設株式会社	埼玉県川越市大字古谷上四千五百二十五番地三	天沼清一郎	埼玉県知事許可(特・般一九)第一五五八三号
株式会社三上工務所	埼玉県川越市小仙波町一丁目三番地八	三上泰弘	埼玉県知事許可(特・般一七八)第一五一八号

埼玉県告示第千九百九十号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により、土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十一年八月二十五日

埼玉県知事 上田清司

一 組合の名称

富士見市勝瀬原特定土地区画整理組合

二 事業施行期間

昭和六十一年一月三十一日から平成二十三年三月三十一日まで

三 施行地区

三 施行地区

富士見市大字勝瀬字外記塚、字新田西、字稻荷久保、字苗間後、及び字中沢の各全部
 富士見市大字勝瀬字市街道、字道

京、字茶立久保、及び字南武蔵野の各一部
 四 事務所の所在地
 埼玉県富士見市大字勝瀬三三四五番

五 地
 設立認可の年月日
 昭和六十一年一月三十一日
 六 変更認可の年月日

平成二十一年八月二十五日

埼玉県北本県土整備事務所長告示第十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年八月二十五日から三十日間埼玉県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月二十五日

埼玉県北本県土整備事務所長 榎本 恵 樹

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)	長	備 考
新	鴻巣市大字笠原字永井戸七三二番一地先から同市大字上谷字上川面一三三番七地先まで		七・八〇 一四・五〇	一一四九・八〇		地方特定道路(交通安全)整備事業及び地域活力基盤創造交付金(交通安全)整備事業
旧			一一・〇〇 三三六・六〇			

埼玉県北本県土整備事務所長告示第十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年八月二十五日から三十日間埼玉県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月二十五日

埼玉県北本県土整備事務所長 榎本 恵 樹

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)	長	備 考
新	鴻巣市大字郷地字三谷四六三番一地先から同市郷地字三谷四六九番一地先まで		八・〇〇 八・〇〇	七七・五〇		地方道路交付金(交通安全)整備事業
旧			一一・二二〇 一一三・二二〇			

埼玉県北本県土整備事務所長告示第十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、平成二十一年八月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月二十五日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 行田蓮田線
- 三 道路の区域

埼玉県北本県土整備事務所長 榎本 恵樹

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	鴻巣市大字郷地字本戸六四六番一地先から同市大字郷地字下郷地七〇一番一地先まで		一〇・五〇 一三・二〇	一〇一・七〇	地方道路交付金(交通安全)整備事業
旧			一三・二〇 一四・〇〇		

埼玉県北本県土整備事務所長告示第十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、平成二十一年八月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月二十五日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 行田蓮田線
- 三 道路の区域

埼玉県北本県土整備事務所長 榎本 恵樹

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	鴻巣市大字笠原字沼向一七二五番一地先から同市大字笠原字永井戸七二五番一地先まで		七・〇〇 一三・〇〇	三六七・〇〇	地域活力基盤創造交付金(交通安全)整備事業
旧			一七・〇〇		

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第五十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。
 その関係図面は、平成二十一年八月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路

環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月二十五日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 平井 順一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
百二十二号	南埼玉郡菖蒲町大字墓字南八四八番一地从先から同郡同町大字墓字南八一四番地先まで	平成二十一年八月二十五日	延長二〇・〇〇メートル 菖蒲南部産業団地整備事業による。

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年八月二十五日

埼玉県川越建築安全センター所長

若林 祥文

一 許可番号

平成二十一年七月二十一日

指令川建セ第二二〇〇四八〇号

二 検査済証番号

平成二十一年八月十七日

第二二〇〇七四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡毛呂山町大字長瀬字中田

一六八六番、一六八五番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

入間郡毛呂山町大字長瀬一六八六番地

横手 宣永

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第百二十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年八月二十五日

埼玉県熊谷建築安全センター所長

新藤 巧

一 許可番号

平成二十一年八月十四日

指令熊建セ第二二〇〇〇一一号

二 検査済証番号

平成二十一年八月十四日

熊建セ第百二十三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北埼玉郡騎西町大字牛重字下

裏九七二番二、一一四一番六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県加須市花崎一―三九―三、カ

ナルガーデン二〇二二

小野 孝久

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千六十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年八月二十五日

埼玉県越谷建築安全センター所長

坂巻 一男

一 許可番号

平成二十一年八月十二日

指令越建セ第二二〇〇二三一号

二 検査済証番号

平成二十一年八月十八日

第一九五―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡鷺宮町大字上内字砂原二二

九八―一、―七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

久喜市東三丁目三一五

有限会社東ハウジング 代表取締役

吉野 武

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千六十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年八月二十五日

埼玉県越谷建築安全センター所長

坂巻 一男

一 許可番号

平成二十一年七月二十二日

指令越建セ第二二〇〇四七〇号

二 検査済証番号

平成二十一年八月十八日

第一九六―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町大字堤根字大堀二一

八一―六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

茨城県古河市上辺見三九七番地一四

仲村 和慶

発行日
毎週 火曜日・金曜日
購読料金
一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者
埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇 四八―八二四―二二二一(代表)
埼玉新聞社 〒330-0851 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所
関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 四八―八六二―二九〇二(代表)